



# 一時的に預けたいとき

一時的に子供を預かるサービスや事業があります。

## 一時保育

児童保育課 保育相談係  
(区役所6階③窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 2 3 4

保護者が仕事や病気などで、家庭で子供の世話ができない場合に、一時的に子供を預かる制度です。預かりができるのは、里帰り出産を除き、区内に住所がある子供です。

### 実施施設・定員

坂本保育園、一時保育室あさくさばし、東上野保育園、ことぶきこども園、たいとうこども園 各5名 ※一時保育室あさくさばしは定員8名

### 緊急保育

保護者が病気や出産、看護等で家庭で保育ができない場合、一時的に子供を預かります。

対象	利用月の1日現在、生後8か月～小学校就学前
保育期間	月曜日～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時(最大) 原則1か月以内(出産の場合は出産日をはさんで1か月以内)
利用料	児童1人につき1日1,500円
受付	利用する月の3か月前の5日から
申込方法	電話または窓口

### 非定型保育・私的事由保育

保護者が週2～3日、あるいは月1～2週間程度働いたり、通学したり等、家庭で子供の保育ができない場合に預かります。

対象	利用月の1日現在1歳～小学校就学前まで
保育期間	月曜日～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時(最大) 1か月の利用は12日以内
利用料	児童1人につき1日1,500円
受付	利用する前月の1日から
申込方法	電話または窓口

## 里帰り出産

区外に居住している人が、台東区内にある実家に里帰りをして出産する場合、上の子供の保育ができないとき、一時的に子供を預かります。ただし、祖父母宅から通う場合に限りです。

対象	利用月の1日現在1歳～小学校就学前まで
保育期間	月曜日～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時(最大) 出産日をはさんで1か月以内
利用料	児童1人につき1日2,000円
受付	利用する月の2か月前の5日から
申込方法	電話または窓口

## 休日・年末一時保育

児童保育課 保育相談係  
(区役所6階③窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 2 3 4

休日や年末に保護者全員が仕事などのため家庭で世話をすることのできない子供を、一時的に預かります。ただし、給食はありません。

対象	区内在住で、4月1日現在1歳～小学校就学前まで
実施保育園	区立東上野保育園
保育料	休日保育(日曜・祝日) 半日1,000円、1日2,000円 年末保育(12月29日～31日) 半日1,500円、1日3,000円
保育期間 及 申込 期間	休日保育 日曜・祝日 利用する月の前月1日～25日までに申込み 年末保育 12月29日～12月31日 11月1日～12月15日までに申込み
保育時間 (最大)	全日 午前7時15分～午後6時15分 午前 午前7時15分～午後1時 午後 午後0時30分～午後6時15分



妊娠がわかったら  
赤ちゃんが生まれたら  
子どもの健康のために  
特別な支援が必要な子  
知っておきたい土のサポート  
ひとり親家庭への支援  
もっと楽しくみんな子育て  
一時的に預けたいとき  
育児相談を利用しよう  
保育園・幼稚園  
付録 赤ちゃん育てQ&A

妊娠がわかったら  
赤ちゃんが生まれたら  
子どもの健康のために  
特別な支援が必要な子  
知っておきたい土のサポート  
ひとり親家庭への支援  
もっと楽しくみんな子育て  
一時的に預けたいとき  
育児相談を利用しよう  
保育園・幼稚園  
付録 赤ちゃん育てQ&A

## いっとき保育

ほうらい子育てサポートセンター TEL 5 8 2 4 - 5 6 2 4  
 日本堤子ども家庭支援センター 谷中分室  
 TEL 3 8 2 4 - 5 5 3 1

とくに理由を問わず、時間単位で子供を預かります。保護者のリフレッシュ等でも利用できます。

対象者	区内在住の0歳(6か月)から6歳(就学前)までの健康で集団生活が可能な子供
利用定員	1時間あたり10人 ※ほうらい子育てサポートセンターのみ上記に加え0歳児枠2名
利用日時	1月1日～3日を除く午前9時～午後5時 ※ほうらい子育てサポートセンターの0歳児については月～金曜日(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く) 午前10時～午後4時 1回あたり4時間まで
利用限度	児童1人につき、1か月8回まで
利用料金	1時間500円 昼食代400円、おやつ代100円別途負担 ※日本堤子ども家庭支援センター谷中分室は昼食、おやつ持参。ほうらい子育てサポートセンターの0歳児については離乳食またはミルク持参
申請期間	利用したい日の前月の1日～利用したい日まで
実施施設	① 社会福祉法人 清峰会「ほうらい子育てサポートセンター」 住所：台東区清川2-14-7 福祉プラザ台東清峰会2階 ② 日本堤子ども家庭支援センター 谷中分室 住所：台東区谷中2-9-21 1階 いっとき保育室
その他	事前登録が必要。詳しくは電話で問合せ



日本堤子ども家庭支援センター 谷中分室



## 台東区ファミリー・サポート・センター

台東区社会福祉協議会 TEL 5 8 2 8 - 7 5 4 8  
<https://taitoshakyo.com/service/fsc/azukari>

ファミリー・サポート・センターは、育児の手助けができる人(提供会員)と育児の手助けが必要な人(依頼会員)を会員として募集・登録し、依頼会員からの依頼に応じて、育児の手助け(援助活動)を行える提供会員を紹介します。活動終了後、依頼会員から提供会員に謝礼と実費が支払われます。登録料・年会費は不要です。

### 依頼会員と提供会員

依頼会員 (育児の手助けが必要な人)	生後43日以上、小学校6年生までの子供がいる人で、原則区内在住 ※依頼会員の入会申込はオンライン申請または郵送
-----------------------	--

オンライン申請  
(依頼会員) ▶



提供会員 (育児の手助けができる人)	原則として区内在住の有償ボランティア ※提供会員希望者は入会登録時講習会に参加する必要があります(要予約)
-----------------------	--

### 援助活動の内容

- 1 保育施設等(保育園・幼稚園・こどもクラブ(学童保育所)・小学校)への送迎
  - 2 提供会員宅での預かり
- ※子供を預かる場所は、原則として提供会員の自宅  
 ※依頼会員と相談のうえ、子ども家庭支援センター、児童館、生涯学習センター こども室(一般開放日のみ)などの児童関係施設を利用することも可  
 ※子供が病気の際は預けることは不可

### 謝礼

平日 午前6時～午後11時…1時間800円  
 土・日・祝日・年末年始 午前6時～午後11時…1時間900円



提供会員宅での預かり



送迎

## ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）

日本堤子ども家庭支援センター TEL 6458-1566

リフレッシュ等を目的とした一時的保育利用の保護者に対し、東京都が認定したベビーシッター事業者を利用した際の利用料の一部を補助します。

対象者	台東区に住所を有する、以下のいずれかの保護者(保育の認定の有無は不問) ① 日常生活上の突発的な事情や社会参加、リフレッシュ等の幅広い理由により、一時的に保育を必要とする人 ② ベビーシッターを活用した共同保育(保護者とベビーシッターによる保育)を必要とする人
対象児童	0歳から小学校3年生までの児童
補助金額	1時間あたり以下の金額を上限に利用料を補助 ① 午前7時から午後10時までの利用：1時間あたり2,500円 ② 午後10時から午前7時までの利用：1時間あたり3,500円 ※入会金、会費、交通費、キャンセル料、おむつ代等の実費等、サービス提供に付随する料金は含みません
上限時間	児童1人につき年度あたり144時間 (未就学児で多胎児の場合、児童1人につき年度あたり288時間)
対象事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者
利用の流れ	(1) 対象事業者から利用する事業者を選び、直接利用の契約 ※事前に「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を伝える必要あり ※東京都が定める要件を満たさないベビーシッター(個人)が従事した場合は、助成対象外 (2) ベビーシッターを利用し、料金を事業者へ支払い ※事業者から「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業ベビーシッター要件証明書」の交付を受ける (3) 必要書類をそろえ、申請書類提出期限までに区に補助金を申請



## トワイライトステイ

利用申請・問合せ先  
日本堤子ども家庭支援センター TEL 5824-2571  
台東子ども家庭支援センター TEL 3834-4497

子供を養育している保護者が仕事や病気などで、家庭での養育が困難となった場合に子供を一時的に預かります。

対象者	区内在住の2歳から小学6年生までの健康で集団生活が可能な子供
利用定員	1日あたり5人まで
利用日	午後5～10時(1月1日～3日を除く日)
利用限度	6か月に30日まで
利用料金	1回2,000円(食事付き) ※送迎あり(所属施設、指定場所)。1回500円 ※所得に応じて減免制度あり
申請期間	利用したい日の前月の1日～3日前まで
実施施設	社会福祉法人 清峰会「ほうらい子育てサポートセンター」 住所：台東区清川2-14-7 福祉プラザ台東清峰会2階
その他	事前登録が必要(利用要件あり) 詳しくは電話で問合せ



ほうらい子育てサポートセンター



## ショートステイ

日本堤子ども家庭支援センター TEL 5 8 2 4 - 2 5 7 1  
 台東子ども家庭支援センター TEL 3 8 3 4 - 4 4 9 7

子供を養育している保護者が、仕事や病気などで、家庭での養育が困難となった場合に、一時的に子供を預かります。

対象者	区内在住の2歳から18歳未満の健康で集団生活が可能な子供
利用定員	1日あたり3人まで
利用日	①一般ショートステイ 24時間(1月1日～1月3日を除く日) ②緊急ショートステイ 24時間(休業日なし)
利用限度	1カ月に7日(6泊7日)まで
利用料金	①一般ショートステイ 1日3,000円(食事付き) ※以降1日ごとに3,000円加算 ②緊急ショートステイ 1日4,000円(食事付き) ※以降1日ごとに4,000円または3,000円加算 ①②ともに、送迎あり(所属施設、指定場所)。1回500円 ※所得に応じて減免あり。詳細は要問合せ
申請期間	①一般ショートステイ 利用したい日の前月1日～3日前まで ②緊急ショートステイ 利用したい日の2日前から利用日の前日まで ※ただし施設利用状況により当日対応可
実施施設	児童養護施設 クリスマス・フォレスト(社会福祉法人 友興会) 所在地: 荒川区荒川8-14-10
その他	利用要件あり。詳しくは要問合せ



児童養護施設 クリスマス・フォレスト



## 乳幼児ショートステイ

利用申請・問合せ先  
 日本堤子ども家庭支援センター TEL 5 8 2 4 - 2 5 7 1  
 台東子ども家庭支援センター TEL 3 8 3 4 - 4 4 9 7

子供を養育している保護者が仕事や病気などで、家庭での養育が困難となった場合に子供を一時的に預かります。事前申請が必要。詳しくは電話で問合せください。

対象者	区内在住の0歳から2歳未満の子供
利用定員	1日1名(先着順)
利用限度	1か月に7日(6泊7日)まで
利用料金	1泊2日 6,000円(食事付き) ※連泊の場合は、1泊ごとに3,000円加算 ※減免制度あり
申請期間	利用したい日の前月の1日から3日前まで
実施施設	日本赤十字社医療センター附属乳児院 住所: 渋谷区広尾4-1-1

## 預かり事業一覧表

		0歳	1歳	2歳	3歳～未就学	小学生
一時保育	緊急保育	病産 生後8か月～就学前 保護者が入院や出産などで保育ができない場合				
	非定型型保育	仕 1歳～就学前 保護者が週2～3日あるいは2～3週間程度、就労または通学する場合				
	私的事由保育	病他 1歳～就学前 保護者が通院、講習会や学校行事参加、求職活動などの場合				
	里帰り出産	産 1歳～就学前 区外在住で台東区内の実家に里帰りして出産する場合				
休日・年末一時保育		仕 1歳～就学前 休日や年末に保護者全員が仕事などの場合				
いっとき保育		病産仕 他 6か月～就学前 理由は問わない				
台東区ファミリー・サポート・センター		病産仕 他 生後43日～小学6年生 理由は問わない				
ベビーシッター利用支援		病産仕 他 0歳～小学3年生 理由は問わない				
トワイライトステイ		病産仕 2歳～小学6年生 保護者が仕事や病気などで、家庭での養育が困難な場合				
ショートステイ		病産仕 2歳～18歳未満 保護者が仕事や病気などで、家庭での養育が困難な場合				
乳幼児ショートステイ		病産仕 0歳～2歳未満 保護者が仕事や病気などで、家庭での養育が困難な場合				

病 保護者が病気に利用できる 産 保護者が出産の際に利用できる 仕 保護者が仕事の際に利用できる  
 他 保護者がリフレッシュに利用できる 他 その他の理由で利用可能

## 病後児保育

児童保育課 病児・病後児保育担当 TEL 5 2 4 6 - 1 3 0 9  
(区役所 6階⑥窓口)

子供が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間等において一時的にその子供を専用施設で預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

実施施設	認可保育所ソラスト亀泉 病後児保育室 住所：亀泉3-13-3 TEL：5808-2050
対象児童	区内在住の生後6か月から小学校就学前までの子供で、次のいずれかに該当する場合 1 現に保育所等に通所中 2 保護者の仕事等により家庭での育児を行うことが困難
定員	1日あたり4名
利用日及び利用時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
利用期間	1回につき連続して7日間が限度
利用料	1人1日2,300円(昼食・おやつ代込み)



病後児保育室

## 居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成

児童保育課 病児・病後児保育担当 TEL 5 2 4 6 - 1 3 0 9  
(区役所 6階⑥窓口)

子供が、病気やけがなどで、保育園や小学校に登園・登校することができないときに、ベビーシッターなどの派遣による保育サービスを利用した保護者に対して、利用料の一部を助成します。

対象者	区内在住の生後6か月から小学校6年生までの子供
対象費用	医療機関への受診(サービスの利用前後7日以内)を伴う病気、けがなどにより利用したベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスの利用料 ※入会金、年会費、月会費その他これに準じる費用は対象外。ただし、これらの費用に保育利用料が含まれている場合、利用したサービスの保育利用料相当額は対象
助成金額	対象サービスの保育利用料の半額を助成。ただし、子供1人当たり年間(4月1日～翌年3月31日の利用)で4万円が上限
対象事業者	この助成事業の対象は、以下のいずれかの事業者によるサービス 加盟事業者等の確認は、各団体のホームページを参照  ○公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者 <a href="http://www.acsa.jp/html/joining/">http://www.acsa.jp/html/joining/</a>   ○公益社団法人全国保育サービス協会が、国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者 <a href="http://www.acsa.jp/html/babysitter/ticket_handling_list.htm">http://www.acsa.jp/html/babysitter/ticket_handling_list.htm</a> 
申請手続き	サービスを受け、利用料を支払った後に、上記担当へ申請書等を提出(利用日から1年以内)

